

「動物愛護法違反によるピースワンコ・ジャパン告発」 について厳正かつ適切な処分を求める嘆願書

特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパンの犬の保護・譲渡事業であるピースワンコ・ジャパン（以下 PWJ）が、自ら所有するスコラ高原シェルター（広島県神石郡神石高原町内）における犬の過密収容、それに伴う劣悪な環境の放置により、6月4日、動物愛護法違反の疑いで書類送検された件に関し、厳正かつ適切にご判断をいただきたく嘆願いたします。

2016年4月より、広島県動物愛護センターに収容された殺処分対象犬の全頭引き取りを開始したPWJのスコラ高原シェルター（非公開）では、10畳程度に中型犬20頭以上が収容されており、極めて過酷な状況でした。4千頭近い収容に対し、少数スタッフでは世話が行き届かないのは自明のこと。飢えと極度のストレス状態による犬舎内での咬み殺し合い等が発生し、ひと月に約30頭が死亡していました。また、繁殖制限に関しても、不妊・去勢手術は原則行わない方針だったため出産に至ることも多く、生まれた子犬は犬舎内の飢えた犬たちにいたぶられ食べられてしまうという事態も度々起きています。*統計上不明となっている800頭以上の犬の行方についても明らかにされておりません。

被告発人は、管理能力を超えた引き取りがこうした悲惨な状況を招くことを予見できたにも関わらず、多方面からの忠告を全く聞き入れず、「私は人間の死体も見慣れているから平気」と発言したとされ、シェルター内で多少犬が死んでも殺処分ゼロを維持するためにやむを得ないとの団体見解を公にしています。

動物福祉とは、一頭一頭のQOLを重視し、それに基づく飼い方・運営がなされて初めて担保されるものであり、同団体がどんなに高邁な理想を掲げていても、犬同士が殺し合わなければならない環境を作り出す行為そのものが、書類送検済みの狂犬病予防法違反に加え、明らかな動物愛護法（第44条1項2項）違反です。また、本件はPWJシェルター業務に携わった獣医師が知り得た事実を照らし、「獣医師の動物虐待通報規定（動愛法41条2）」により、公正に適正な動物愛護違反の捜査を求めた結果でもあります。PWJが直ちに愛護センターからの引き取りを中止し、今いる犬たちの適正飼養に専念すべきであることは明らかであり、類似団体の蔓延を抑止するためにも、同団体への厳正かつ適切な処分を切にお願い申し上げます。

氏名	住所

送付先 〒720-0031 広島県福山市三吉町1丁目7番2号 福山法務合同庁舎3階
福山区検察庁